

第40回政策評価審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和6年8月9日（金）
- 2 場 所
持ち回りにより開催
- 3 参加委員
岡素之会長、森田朗会長代理、伊藤由希子委員、岩崎尚子委員、亀井善太郎委員、前葉泰幸委員、横田響子委員、大橋弘臨時委員、田邊國昭臨時委員
- 4 議 題
今後実施する行政運営改善調査のテーマ案について
- 5 資 料
調査テーマ案：民生委員・児童委員による証明事務に関する調査
調査テーマ案：住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査
- 6 会議経過
(1) 行政運営改善調査のテーマ案（民生委員・児童委員による証明事務に関する調査）について、意見の概要は以下のとおり。
 - ・ （2つのテーマに共通して）非常に重たい問題。結局は、現場での解決をどのように図っていくかということ。今後、こういった課題を抱える人は増えていくのではないか。
 - ・ 重要な調査と考えている。民生委員の業務内容が明確になっていないのではないか、そもそもなり手の確保を考えると、適切な業務範囲などを明確にする必要があるのではないかと感じた。今回は証明事務に焦点を当てているが、それ以外の業務も背景に問題を抱えているかもしれないので、調査結果をよく見てみたい。
 - ・ 行政手続のデジタル化の観点から、どのような分野の手続を一元化できるかという視点も取り入れると良いのではないか。また、民生委員が行うべき業務内容と民生委員が証明事務を行う必要性を整理して、調査を進めていくと良いのではないか。
 - ・ 申請者本人による虚偽報告等を罰則の強化で抑止できるなら、民生委員が直接確認しなくてもいいという考え方も、民生委員の負担を考慮すると一つの方法ではないか。いわゆる証明事務の必要性、民生委員による証明の意味

を、証明を必要とする各行政機関がどう認識しているのか明らかにする必要があるのであるのではないか。民生委員の証明を必要とする制度設計を明らかにしないと、事実関係を並べただけでは調査がうまくいかないのではないか。この調査を何のためにやっているのか立ち位置が分からなくなるのではないかと懸念する。

民生委員が担う相談・支援業務、地域福祉活動などは地域社会を支える窓口的な業務であり、必要な業務と考えるが、その中で証明事務がどのような位置付けと行政機関側が捉えているのかを確認する必要があるのではないか。

また、うまく運用されている事例を把握してもよいのではないか。

- よい調査だと考える。国には、民生委員の現場の実態をよく把握してほしい、自治体や地域に寄り添った姿勢で業務を進めてほしい、と思っているし、そう発信してきている。委員不在の地域など、なり手不足の問題は重要であるが、本件についても重要な調査である。
- 非常に重要な調査と認識している。調査の方向性に異存はなく、おそらく代替できるものはあるだろうと考える。他方、人が介在せざるを得ない部分も残るのではないかと想定されるので、それが何か、誰が担うのかを特定することも合わせてまとめていただくのがよいのではないか。
- 非常に重要な調査と考える。民生委員のなり手がいないというところから始まっているのだろうが、証明事務のように家庭の中に入っていくのは、都市化した地域の間人間関係を見れば難しいというのも理解できるところ、不要なものはやめるべきで、代替もネットワークの連携などですりあわせれば分かるというようなことも多いだろうと感じる。解決に向けた現実的な検討に資するような調査にしていきたい。

(2) 行政運営改善調査のテーマ案（住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査～住宅施策と福祉施策の連携を中心として～）について、意見の概要は以下のとおり。

- （2つのテーマに共通して）非常に重たい問題。結局は、現場での解決をどのように図っていくかということ。今後、こういった課題を抱える人は増えていくのではないか。
- 国は、協議会を設置するように書くが、なり手がなかなかいないため、結局、同じような人をお願いすることになるが、実質的には必ずしも機能しておらず、手間ばかりかかるという話をよく聞く。他と含めて合同でやる、実質的にその機能を果たせるのであれば誰か特定の方に委嘱するなど、モニターしていれば協議会形式にする必要もないのではないか、そのような工夫が必要でないか。オンラインで実施できるのであれば、地元の人でもなくてもよいし、工夫の余地はまだまだあるのではないか。そのような観点でも調査

をお願いしたい。

- 重要な調査と考えている。現在、要配慮者という方が行政の金銭面の支援はあるが、どれくらいどのような形で住まいを確保しているのか現状を知りたい。例えば、公営住宅にどれくらい入れているのかというようなことも調べてもらえるといいのではないか。
- 不動産会社と福祉部局の情報共有ができているところは、「セーフティネット登録住宅」という概念がない、特に福祉部局が高い意識を持っているところはうまく連携が取れているように感じている。このように、運用面でうまくいっているところを調査することもよいのではないか。

セーフティネット登録制度がなくてもできるよという現場の話も聞いており、理念はそのとおりであるが、制度が少し先行しているように感じしており、入居者を拒まないところは制度外でも多くある。実際に福祉と住宅の連携は必要であると考えますが、具体的にどのような連携が必要なのかということを明らかにする必要があるのではないか。

また、要配慮者の当事者視点で見ることも必要ではないか。

- 複数府省にまたがる話であり、必要な調査だと考える。公営住宅でどれくらいカバーしているかということもポイントではないか。公営住宅でカバーできる自治体では、問題となるような事象も発生しない一方で、例えば、県営住宅の居住者と市町の福祉部局との連携など、まだまだ出来ていない部分もあると思われ、調査の結果が施策の充実につながっていくことを期待する。
- 国自体が国交省と厚労省で分かれている上、市区町村も縦割りでなかなか連携が取れていない可能性もあるので、重要な調査であると認識した。現状、協議会が100市区町村設置されているということであるが、どの程度の範囲で設置するのがいいのか、市区町村を超えた広域的な連携組織がいいということも考えられるので、その点も含めて調査をしてもいいのではないか。
- 自治体が問題意識を持っていない限り、居住支援協議会は設立されていないのではないか。
- 非常に重要な調査と考える。全世代型社会保障構築会議の中でも地域共生社会の構築の柱があり、高齢者独居という問題が間近に迫っている中、住宅確保が重要な意味を持っている。どう動き出すのか関心を持っていたので、よい調査を行っていただきたいと考える。

以前、専門家を集めたシンポジウムで議論したことがあり、うまくいっている例の紹介もあったところ、住宅だけでなく、福祉の支援が必要という指摘は、どの専門家からも同じであった。この連携の取り方は大切な部分になるんだろうと感じている。

また、大家さんが住宅を貸さないということもあるが、仲介役である不動産会社が上手く立ち回ると上手くいくということを知ったこともあるので、関係者も多く絡んでいることから、まだまだ動いていないところも多そう

あるので、どういう形で動かせるのか明らかにしていただきたい。

- (3) 行政運営改善調査全体についての意見の概要は以下のとおり。
- 重要な問題と認識しており、調査を進めていただきたいが、日本全体として、生産年齢人口が減っている中、自治体の仕事が増えている割には、マンパワーを含めて増えていない、役所の縦割りで情報の共有ができていないといった、他の分野でも共通しているものがあるのではないかと感じる。これらの共有する問題点を抽出して、対応を考えていくと、1箇所ですまぐいっ解決策は他でも横展開できるのではないかと考えるので、そのような観点も含め調査を進めていただきたい。

以上

(文責：総務省行政評価局)